



昭和十二年十二月二十四日
内閣情報部編輯
通報 第八十五號

日獨伊の防共協定
○太湖以東を確保す
（陸軍省新聞班）
（海軍省海軍軍事普及部）

○上海附近掃敵成る

○農山漁村の銃後施設
（農林省）
○小運送業法及
（鐵道省）
日本通運株式會社法に就て

内閣印刷局編纂

A4判 二五二頁 定價 一圓八十錢

(外國郵便に依る地)

東京市麹町區大手町

内閣印刷局發行課
全国各地官報販賣所
全国各地主要書店

申込所

内閣印刷局發行課
東都書籍株式會社
東京市神田嘉原町二之三
郵便東京一九〇〇〇番

最寄書店・雑貨店



露光量違いにより重複撮影



週報 第五十八號

日獨伊の防共協定……外務省情報部……(二)

戦 太湖以東を確保す……陸軍省新聞班……(九)
況 上海附近掃敵成る……海軍省海軍事務普及部……(一九)

農山漁村の銃後施設……農林省……(二八)

小運送業法及
日本通運株式會社法に就て……鐵道省……(三四)

○最近公布の法令……内閣官房總務課……(四五)

露光量違いにより重複撮影



週報 第五十八號

日獨伊の防共協定 外務省情報部 (一)

戦 湖太以東を確保す 陸軍省新聞班 (九)
況 上海附近掃敵成る 海軍省海軍軍事普及部 (一九)

農山漁村の銃後施設 農林省 (二八)

小運送業法及 日本通運株式會社法に就て 鐵道省 (三四)
○最近公布の法令 内閣官房總務課 (四五)

刊行の趣旨
一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟藝術技術等に關する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

日獨伊の防共協定

—日獨防共協定一週年を迎へて—

外務省情報部

昭和十一年十一月二十五日、帝國の外交史上に一紀元を劃したところの日獨防共協定が成立してから早くも一週年を迎ふるに至つたのであるが、協定成立以後に於て、國際情勢は非常な波瀾變化を生じ、東洋に於ては支那事變の勃發を見るに至り、而もそれがコミニンテルンの指導に基くところの抗日の激化によつて惹き起されたものであることに鑑みれば、日獨防共協定の締結が如何に適切であり、その使命が如何に重大であるかを痛感せざるを得ないのである。

而も、日獨協定一週年の意義ある日を迎へるに先づて、去る十一月六日、新たに伊太利がこの防共協定に加盟して、こゝに日獨伊三國協定の成立を見、防共協定の威力は更に擴大強化され、歐亞を貫く防共の壁壘が出現するに至つたことは、世界人類の平和の維持と文明の進歩のために、祝福されるべきことである。

抑、日獨協定が締結せられた所以は、帝國政府が萬古不動の國體を擁護し國家の安全を確保し、進

△週報最近發行掲載內容△

- 第五十二號
△神嘗祭に就て
△資源愛護の獎め
△消費節約の目標
△國際收支の適合と國民の協力
- 第五十三號
△皇威山西山東に振る
△滻瀋溝線に進出
△臨時資金調整法に就て
- 第五十四號
△製鐵事業法に就て
△百貨店法に就て
△石家莊紹興城の攻略
△支那海軍を擊破す
△事變と支那貿易界
- 第五十五號
△列強陸軍兵器の趨勢
△一步一歩追迫す
△戰機黃河に動く
△支那事變に關する聯盟會議
△支那事變と九國條約會議
- 第五十六號
△杭州漫遊製作戦に成功す
△上海の死命を制す
△昭和十二年推計人口
△軍艦旗開北に耀く
- 第五十七號
△軍艦旗開北に耀く
△支那事變と日貨排斥の風潮
△支那事變の場合は調報による旨を期す
△上海の死命を制す
△昭和十二年推計人口
△支那事變と日貨排斥の風潮

- 本誌より轉載の場合は調報による旨を期す
本誌の掲載事項に對する希望
其他編輯に關しての意見は
進んで内閣情報部に申出られ
たし

んで東亞永遠の平和を維持するの不動の國是の下に、内は、國體を破壊せんとするところの無政府主義及共産主義に對して斷乎としてこれを排撃弾壓するの方策を定むると共に、外は、東亞の平和を攪亂し、隣邦支那の赤化を企圖するところのコミニテルンの勢力の東漸を防遏すべき確乎たる方針を堅持して居たのに對して、獨逸が、歐洲大戰後のヴェルサイユ講和條約によつて負はしめられた重壓の下にありながら、よく艱難辛苦と闘ひ内外の困難を克服しつゝ一路復興へと邁進して來たのであるにも拘らず、この間に於て常に内外の舉國一致を攪亂したのはコミニテルンの陰謀であつた事實に鑑み、一九三三年、共産主義排撃を旗印としたところのナチスが政權を獲るや、國家主義を昂揚し徹底的に共産黨を弾壓し、コミニテルンの策動を國外に驅逐したのであつたが、斯の如き日獨兩國政府の反共産主義、コミニテルン排撃工作は、恰もコミニテルンの赤化工作が國際的に強大な組織を有して居るに鑑みて、國際的協力を以てこれに衝るに非されば、到底その效果を全からしむることの困難なるを認めて、こゝに共同戦線を創るに至つたのである。

而も、日獨兩國民の有するところの崇高なる犠牲的精神、熾烈なる國家概念こそはこの日獨の結合をして、單に事務的な防共工作以上に、強力なる國民的協力にまで昇揚せしめた原動力であつて、今や兩國が凡ゆる内外の難局を克服しつゝ、世界に於ける反コミニテルンの戰士として、防共陣の第一線に立つたのである。

二、日獨防共協定の價值

日獨防共協定は、何れの特定國をも目標としたものでもなく、單にコミニテルンの赤化工作を對象とした特異なる性質を持つ日獨兩國間の協力を規定したるものであつたが、これに對してその眞の意義を理解せず、その使命を認識せざるものがあり、従つて種々不當な批判も受けたのであつたが、日獨協定の締結後、一箇月を出でない昨年の十二月十二日には、支那に於ては彼の西安事變が勃發して蒋介石が共産軍のために監禁せらるゝに至り、而もこの結果として蒋介石は共産黨の要求するところのいはゆる聯蘇、容共、抗日の三政策を承認せざるを得ない立場に陥つたのであつた。即ち蒋介石は、聯蘇とは蘇文同盟を意味するものであり、容共とは支那共産黨を仲介としてのコミニテルンとの提携であり、而して以上の同盟提携の勢力を背景として抗日を行ふといふことを誓約したのであつた。

その結果として、以來依然抗日は激化し全國的に對日抗戰の旗幟は整へられつゝあつたが、遂に七月七日の蘆溝橋に於ける第二十九軍の不法事件を契機として、武力抗日の展開を見るに至り、事態は今日の支那事變にまで擴大發展したのであつた。而して今日に於ては、支那に於ける抗日戰は支那の共産黨が中心となつて居り、それに對して蘇聯邦の支持があり、コミニテルンの指導があることは全世界の常識となつて居るのである。

即ち事變以後に於て暴露せられた共産黨と國民政府との妥協合作の内容は、共産軍を中央軍に改編して第二線に立たしめ、また曩に逮捕されて居た人民戰線派の鬪士であり救國抗日運動の指導者である沈鈞儒以下七百頭、或は陳獨秀、馬一龍等の共産黨の指導者を釋放して抗日陣營を強化した等の

事實は、何れも國民政府がコミニンテルンの魔手に操られて、その實勢力の下に動かされつゝあることを現したものである。更に蘇支不侵略條約を殊更事變中に發表して蘇支提携の強化を誇張したるが如きは、紛々として傳へられつゝあるところの國民政府に對する蘇聯邦の對日作戰援助說と相俟つて、

事態をして益々悪化に導きつゝあるものと言はなければならぬのである。

以上の如き事實に従事して、防共の重要性は今更強調を要せざるところであるが、帝國政府は今次事變に先づて、昨年來國民政府に對して日支の赤化共同防衛を提議したのであつたが、蔣介石以下抗日に狂へる國民政府指導者の容るゝところとならず、遂に不幸なる今次事變の勃發を見るに至つたのである。國民政府にして、若し當時に於て日支防共に應じて居たならば、今次の重大事態は或は避け得たのであつたと信ずるのである。

事態斯の如し。斯くてようやく今日に於て日獨防共協定の眞意義が理解され、その重大使命は認識せらるゝに至つたのである。故に茲に一週年を迎ふるに當つて日獨協定に對する信賴と感謝とは、全日本を擧げての感激となつて爆發し、更に伊太利の加盟を加へて、正に白熱化しつゝあるのである。

三 伊太利參加の意義

日獨防共協定の第二條は日獨兩國が第三國に對して參加を勧誘すべきことを規定して居るのであるが、伊太利政府は去る十一月六日、ローマに於て日獨協定加盟の調印を了して、日獨協定の原本に署名したる形式に於て、日獨と平等の立場に於て防共協定に參加したのである。

而して伊太利政府は日獨協定加盟の議定書の前文に於て「コミニンテルンが絶えず東西兩洋に於ける文明世界を危險に陥れ、その平和及秩序を擾亂しつゝある」實狀に鑑み、伊太利は平和及秩序を希望する國家と相寄り、密接なる協力によつてこの危險を減殺し、且除せんとする信念の下に、防共を堅持する日本及獨逸と共に共同の敵コミニンテルンに衝ることを決意したるものであると、日獨協定參加の理由を明示して居るのである。

云ふまでもなく、伊太利は歐洲大戰後に於ける經濟的混亂に際して、コミニンテルンの赤化工作により、北伊に於ける諸工場は共産黨の占領するところとなり、赤旗は將に全伊太利を風靡せんとするの危機に迫つたのであつたが、この危機より祖國を救ふべく蹶起したところのファシストのローマ進軍によつて、コミニンテルンの策動は忽ちにして全伊太利領土から驅逐され、爾來、ムッソリーニ氏の鐵腕政治はよく經濟的不安と政治的難局を克服し、また國民の舉國一致、不屈不撓の努力は遂に今日の如き強力なる組合國家を建設し、今やローマ帝國再建に燃ゆるファシストの意氣は、强大なる空軍を擁して地中海を睥睨しつゝあるのである。

而も斯の如く反共產主義、コミニンテルン排撃を標榜するところのファシスト・イタリーの建設は、歐洲に於けるコミニンテルンの赤化西漸に對して、強力なる防共の第一線として各國に於ける赤化の侵入を防止したことは、歐洲平和に對して偉大なる功績を永久に記録せらるべきものである。更にその後獨逸に於てセトーネ總統の率ゆるナチス政權の出現によつて、こゝに歐洲に於ける防共陣は一層威

力を加へたのであつた。爾來、獨伊兩國は世界に於ける防共戰線の二大指導者として、世界革命を目的とするところの兇暴陰險なるコミニンテルンの赤化工作に對して、果敢な闘争を續けて來たのであつた。この伊太利が、この度日獨と共に世界に於ける一大防共陣を結成するに至つたことは、誠に自然の勢ひであると言はなければならないのである。

四 三國協定とその反響

日獨伊三國の防共協定の出現は、一米國新聞紙が指摘したやうに「これまで歸趣に迷つて居る歐洲諸國の行動に範を示すものである」と見られるほど重大な影響を世界に與へたものである。従つてこの三國協定が特定國を目標としたものではなく、また排他的、領土的の内容を持つものではなく、世界の平和と秩序の保持を目的としたものであることが明白であるにも拘らず、歐米の一部には「防共を看板とした新協定の目的は遠大なる領土擴張である」と邪推した批評も現れ、或は蘇聯邦政府は伊太利政府に對して非友誼的であるとの抗議を提出したとも傳へられて居るのであるが、モスコー政府は從來から、コミニンテルンはモスコー政府とは何等關係がないもので、單にモスコーに本部を置く世界的の團體に過ぎないと辯明を各國に對して與へて居るのであるから、勿論斯の如き批評や抗議は成立すべき筋合ではないのである。

また日獨伊三國の立場に對して、獨伊はダニエーブ問題で、日獨、日伊は經濟關係で對立し調整困難な關係にあるとして、日獨伊三國の結合に本質的の弱點があるやうに批評した議論もあるのである。

が、これは伊太利の新聞紙が「防共協定によつて日獨伊三國の友好關係は増進すべく、この友好關係はコミニンテルンに對する防衛以上の國際的價値を發揮するであらう」と指摘したところの、日獨伊三國國民の精神的結合の強さを理解しない批評であつて、國家主義の觀念に於て、反共產主義の思想に於て共通なものを持ち、而も單なる政策を超えたところの、三國民の精神的な結合が如何に強力なものであるかは、將來に於て事實がこれを證明するであらう。

何れにせよ、獨逸を恐れる佛國、或は獨伊に徹底的な態度を躊躇する英國、日獨に重大關心を持つ蘇聯邦等に對して、日獨伊三國の結合が非常な衝撃を與へたことは、これ等各國に於ける反響を以て想像することが出来るのである。而してその反響の大なることは、即ち三國協定の威力を裏書するものであつて、從つてコミニンテルンに對して防共の效果を發揮するものと言ひ得るのである。日獨伊三國國民が決意を基礎として結ばれたところの國民的結合の一つの現れに過ぎないのである。日獨伊三國國民が

提携結合せる根柢には、各国民相互の深き理解と尊敬とが存在して居ることを知らなければならぬ。

從つて斯の如き各國の政策利害を超越した精神的結合は、各國が有するその内政外交の事情によつて影響されるべき薄弱なものではない。即ち獨逸がナチスであり、伊太利がファシシズムであつたとしても、また更に日本がナチスやファシズムと根本的に於て建國の淵源を異にし、國體と國是とを異にするが、それは何等三國の結合を妨げるところのものではない。况んや日本が日獨伊三國協定を結んだことを以て日本がファシズム化したりなどとなすが如きは、故らになす惡意の宣傳か或は思はざる謬見である。

今や、世界防共の堅陣は結成せられ、日獨伊三國民は強固なる結合と、強力なる相互援助とを以て、コミンテルンの世界文明に対する破壊工作を未然に防遏し、平和と秩序とを維持すべき聖戰に向つて出陣せんとするのである。各國民の一人々々が、この平和への尊き戦士として、三国防共協定を護るために奮闘すべきことを期待するのである。

太湖以東を確保す

陸軍省新聞班

去る十一月十二日優渥なる勅語を拜したる植田軍司令官及寺内軍司令官の左記奉答は本十五日參謀總長の宮殿下より上間に達せられた。

植田軍司令官ヨリノ奉答

優渥ナル 勅語ヲ下賜セラレ 恐懼感激ノ至ニ堪ヘス 臣等益々粉骨碎身時局ニ即スル作戰準備ヲ完整シ誓

ツテ 聖旨ニ副ヒ奉ラムコトヲ期ス

寺内軍司令官ヨリノ奉答

軍ノ將兵ニ對シ特ニ優渥ナル 勅語ヲ賜フ 臣等恐懼感激措ク所ヲ知ラス 戰歿傷病ノ將兵亦地下床褥ニ感泣シテ歎マサルナリ

恭シク惟ルニ作戰ノ成果ハ偏ニ御穂威ニ依ル 臣等畏ミテ深ク 聖旨ヲ體シ全軍一體益々志氣ヲ振起シ粉

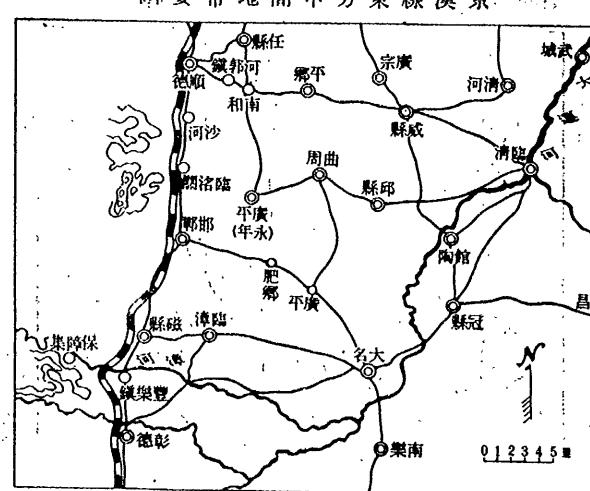
骨碎身斃ルモ尙已マヌ誓テ多難遼遠ノ前程ヲ克服シ皇基ヲ恢宏シテ 聖慮ヲ安ンシ奉ラム

至つた。

山西省の我軍は敵の牙城太原城に堂々入城式を行ひ、一部は敗敵を追撃し皇威は山嶽僻村にまで及ぶに

平漢線方面は線路東側中間地帯に潜伏して機會あらばと所謂ゲリラ戰術に出でんとする殘敵に對し鐵槌を下すべく掃蕩戰を開始して、要衝大名及廣縣の本據

太湖以東を確保す



一方正太線方面より権力を経て進撃中の我が岡崎部隊は九日平遙に入り、又同蒲線方面より追撃し清源に進出した長谷川部隊は更に汾陽方面に對する追撃を準備中である。

敗走の敵は目下臨汾平地に兵力を集めつゝある模様で我軍が太原攻略の結果押収した兵器及物資は次の通りである。

1 野山砲 七、八十門 追撃砲 約四百門 防毒面 二千

2 米 二萬俵 高粱 粟各 四千俵 メリケン粉
一萬袋 ガソリン 二千罐 煙草 二百五十萬本

三 平漢線方面

河北省内の平漢、津浦兩線の中間地帶、殊に平漢線寄りの各地にはなほ殘敵が動いてゐるので、兩線の我が部隊は數日前より出動し空軍の協力の下に掃蕩中のところ、我が部隊は十一日石家莊東方地區の藁城、晋縣、辛集附近にて凡そ二千の敵掃蕩を終り、工藤部隊は九日正午頃より南和西方河郭鎮附近の敵陣地を攻撃し、十二日同地を占據、更に南に向ひ追撃した。

石黒、坂西部隊は十日午後大名西方地區に進出し、十一日夕には大名を占據し、十二日正午城内の掃蕩を

三 平漢線方面

を屠つて廣地域の肅清工作に多大の努力を拂ひつゝある。

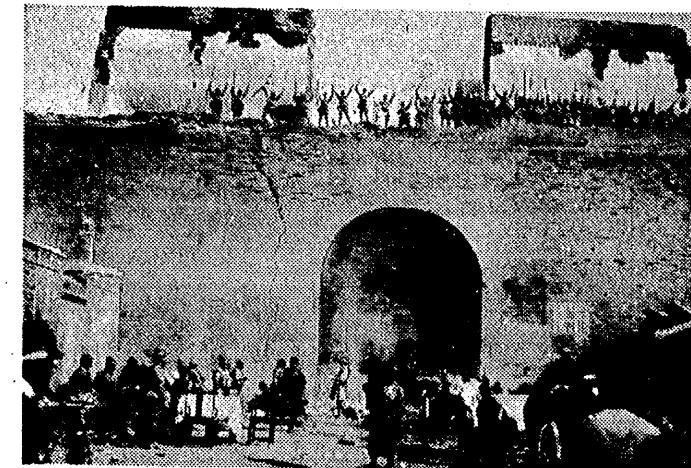
津浦線方面は稍しづかく英氣を養ひつゝあつたが、俄然放された矢の如く線路兩側地區より敷線となつて南下し、敵反撃の機先を制してその企圖を水泡に歸せしめて黃河へ黃河へと進み、大黃河を壓して濟南を指呼の間に望むに至つた。

上海戰線は驚異的な軍事戰果の擴大によつて新戰局の展開となり、北上の各部隊は江南の戰野に先陣を競つて福山、常熟、蘇州の堅陣に殺到し、突如白茆口附近の敵側背に上陸した有力な兵团により太湖以東に大包围戦が展開された。

杭州灣上陸部隊の一部は西進して嘉興、平湖、乍浦、鎮の敵に重壓を加へて太湖南方地區より杭州の敵前進根據地を脅かすに至り、首都南京の鼓動は破調を呈するに至つた。

二 山西方面

山西省の太原城も九日午前八時半に全く陥落し、翌十日朝の小春日に太原城包圍の我軍は堂々たる入城式を行つた。



古原城壁上の萬歳

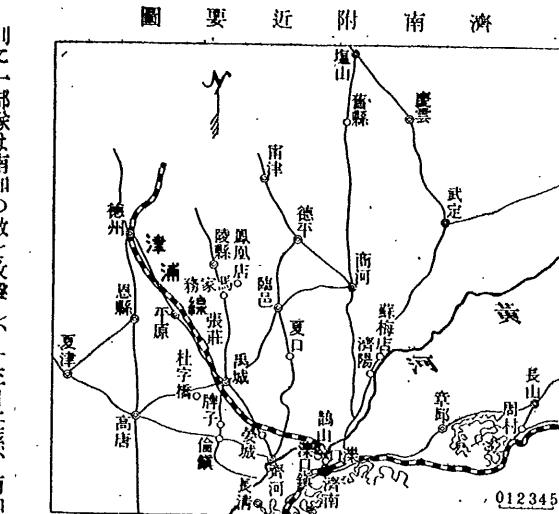
西省の太原城も九

十三日占據、續いて邱縣に向ひ追撃した。

宋哲元は威縣に在りて劉汝明の第六十八軍を周囲、廣宗威縣一帯に、第三十八師を邱縣に集結し、又大名より敗退した第百七十九師は南樂に集結した模様である。

破竹の勢をもつて中間地帯清掃に北進し、馮治安の牛押する第三十七、百三十二師、劉汝明の指揮する第四十三、百十五師等の敵部隊の最後の守りとたのむず縣（順徳東方七十粧）に向ひ猛攻撃を加へ、十六日午後二時ついに之を完全に占據した。

別に一吉陰に百利の商を攻撃し、十三日佐賀縣附近一帯の敵を撃破し殘敵を掃蕩した。



復築の牙城濟南を

防水外套 二〇〇〇著 防寒用毛皮 一〇〇〇〇枚
軍用手袋 二〇〇〇副 雜 藥 二六三〇箇

五 上海戰線

大上海が全く我が皇軍の包囲陣内に陥り、南市、浦東に僅かに蠢く抗日分子も清掃され、海軍の黃浦口開通に成功以来陸上及水上共に全く上海は我が手中に收められた。床しい武士道精神の發露として上海附近避難民の救恤のため多額の金が松井軍司令官及長谷川司令長官より贈られた。かくして上海を覆ふた抗日の妖雲は漸次取り除かれて秋天の明澄さをとり戻へしつゝある時、我が皇軍は南京を自指して北上し破竹の進撃を續けて江南の野を席卷し、今まで見ない戦果を擴張して新戦局が展開されんとするに至つた。

即ち南市抗日分子を一舉掃蕩すべく十一日正午頃新行動を開始した川並、鷹森の兩部隊は南市西郊を貫く日暉港クリークの對岸を突破して二手に分れ、川並部隊は租界寄りの北路を、鷹森部隊は黃浦江寄りの南路を相併行して、市街戦を演じて東方へと進撃し、前者は地方法院、南停車場、大同大學等を、後者は上海兵器廠其の他を占據し、舊城内へと進んで行つた。武装を解いて佛租界へ逃げ込む者、或はシャンク

にて黃浦江に遁れんとする者等で大混亂中を我空軍は江上の敵兵に對しても猛烈に機銃を浴せた。

南市掃蕩の第二回目たる十二日川並、鷹森兩部隊は引継ぎ早朝より舊城内に殘る敵を掃蕩した。敵は例の如くに各所に放火し炎々と燃ゆる中を、江上の我が軍艦の援助の下に狹い街路を縫ひつゝ逐次前進し、最後に十六鋪の稅關建物に立て航る頑敵を全滅して、午後四時半南市悉く我手に歸した。

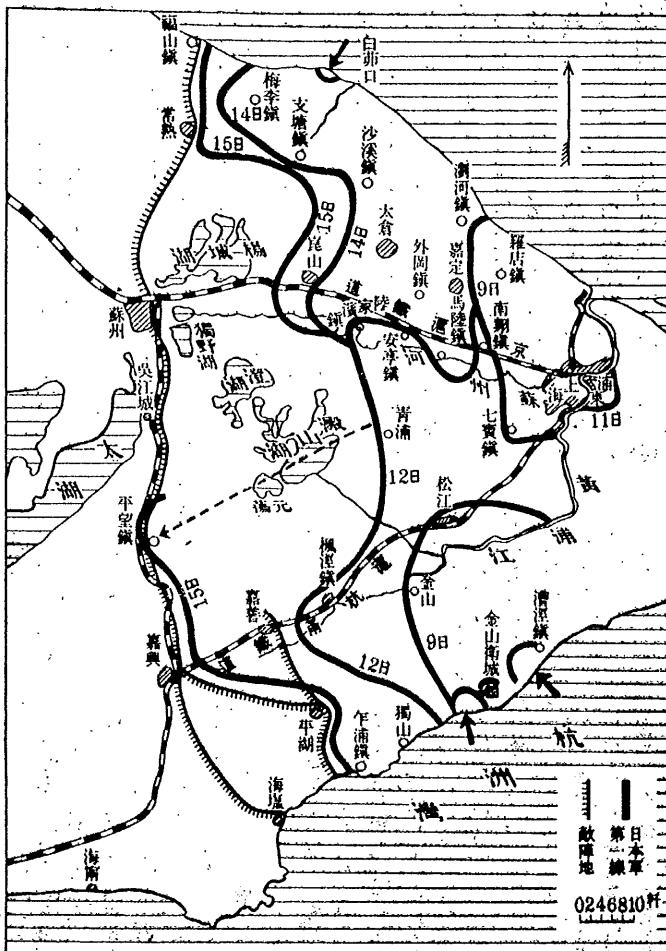
蘇州河を渡つて上海西側地區を掃蕩した我軍は、直ちに反轉をして上海西方地區に北上した。即ち十日に諸鎮を、翌十一日は觀音堂鎮を、續いて黃渡鎮を拔き、京滬鐵道に沿ふ地圖を崑山東方面に敵を追撃した。別に安達、和知の兩部隊は南より北面して大場鎮西方の堅壘南翔鎮を攻略して西北進し、十三日朝外岡鎮を陥れ、敵を太倉に壓迫した。

今回我軍が占據した南翔は上海の西北方約六里京滬線上の要衝で戸數約五千、人口約二萬あり、其周圍及内部は大小數多のクリークを以て團結せられて居る。吳郡誌に據るに

南翔の地名は次の様な故事に由來してゐる。

地を掘り石を得たり、石有りて其上に築る之を久しうして鶴去る石上鶴一詩あり曰く

海上附近我勢要圖



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18

日本軍
敵陣
0246810件

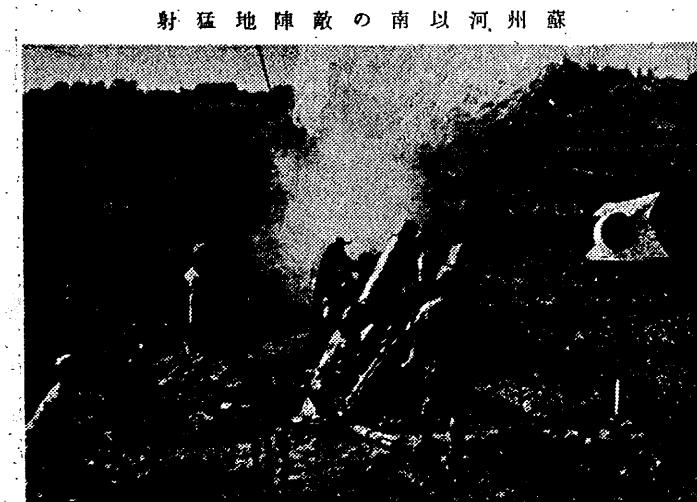
白鶴南翔不歸。惟留空迹在名基。と。

今次之事變ではかの張治中が此地にあって嘉定に位置せる陳誠と共に第一線を督戰した所であつて嘉定と同様支那軍第二線陣地に於ける重要な據點を形成してゐた地點である。

上海戰線の最北端の要衝であつた瀏河鎮に向ひ攻撃を開始した部隊は、一部を以て瀏河鎮を、主力を以てその西方地區より瀏河畔の敵陣を突破し、餘力を驅つて一舉太倉に向ひ南方より攻撃中の安達、和知部隊と協力して十四日早朝太倉を完全に占據した。太倉を攻略した部隊は息つく暇もなく北進し、同日夕には沙溪鎮を抜き、翌十五日夕には支塘鎮を、十六日には梅李鎮を奪取し、常熟北方の敵陣に一大壓迫を加へるの態勢を占むるに至つた。

十二日來南翔東方を經て北進した飯塚、津田、谷川、福井等の各部隊は馬陸鎮及その南北に於ける敵陣地の抵抗を擊破して嘉定城を猛攻し、難攻不落を誇つた堅陣を陥れ、十三日午前十一時には城頭高く日章旗を翻へし、更に敵を急追して太倉東方地區に進出した。

一方杭州灣上陸の新鋭部隊は、一方は北進し一方は西進し、兩方面に戰況は發展した。北進した部隊は一



蘇州以南の敵陣地猛射



太倉以東の軍事行動

部を以て九日黃浦江北岸の要地松江を抜き、十日には泗涇鎮、余山鎮の線に進出して蘇州河南下部隊と握手、することが出来、主力は松江西側地區を經て北進し、青浦を攻撃之を占據するや北進又北進、十一日夕白鶴港鎮及吳港潭南方に於て蘇州河を渡河し、安亭鎮、陸家瀘鎮の線に進出し、京滬線はこゝに再び遮断せらるゝに至つた。更に敗敵を昆山方面に急追し、十三日夕早くも昆山南方四杆青陽港を奪取、その西側のクリークを渡河して遠明北側に進出、十四日より昆山の攻撃を開始し、夜に至るも攻撃續行、十五日朝遂に昆山を占據日章旗を城頭高く翻ふるがへし、續いて敗敵を西方に急追中である。

かくて内外人の前に敵の眞面目の大抵抗を豫想せられた太倉、昆山を連ねた要害の陣地線も、皇軍猛攻の前には支ふるに足らず潰走するに至り、誤つた抗日戰意に一時の昂奮劑を盛つて空元氣を出してゐた敵も此の神速驚異的な追撃に戦意を失ひ、逃げおくれた敗殘兵は精根つきて續々と投降し來り、こゝに昆山平地は完全に我が掌中に收められ上海を中心とする半徑五十杆の地區内には全く敵の片影も見ないやうになつた。

先に青浦を占領北進した岡本(鎧)部隊は工兵部隊協

力の下に、舟、筏の利用により水路作戦を敢行、クリークの渡河、激山湖の橋断により十四日早期蘇州南方の平望鎮に達し、蘇州より嘉興に通する鐵道を中斷し更に蘇州に向ひ猛撃、中でその先頭部隊は金寧港に達した。

卷之三

卷之三

力の下に、舟、筏の利用により水路作戦を敢行、クリークの渡河、灘山湖の橋断により十四日早朝蘇州南方の平望鎮に達し、蘇州より嘉興に通する鐵道を中斷し更に蘇州に向ひ猛撃中でその先頭部隊は金寧港に達した。

一方杭州灣上陸後西方に向ひ進撃した小塊、片岡兩部隊は、上陸後直ちに先づ北上亭林鎮を抜き、黃浦江南岸に達し、爾後進路を西に向け、十日尾抗洋鐵道に沿ふ楓涇鎮を陥れ、續いて西進嘉善の敵を猛攻し十三日之を攻略し、縣城を突破、敗退の敵を追撃して嘉興の陣地に殺到した。

蘇州附近及平望鎮、嘉興、海鹽を連ねる線には既設の堅陣地があり、嘉善、平湖、乍浦鎮の線はこの前哨陣地と見ることが出来、前者の主陣地は杭州に對する防壁なると共に、太湖南方を迂廻して南京を衝く攻勢に對する南京防禦の主要線を形成するものである。

金山衛方面より西進した千葉、矢崎等の諸部隊は獨山附近を突破し山田、山本の諸隊は乍浦鎮の要塞を粉碎して十五日には、早くも平湖南方に迫り、東方及び南方より平湖攻撃の大轟を切つて砲撃は杭州灣を隔てて、遠く浙江省を壓し、嘉興攻撃部隊と共に敵作戦の本據

杭州を得かしてゐる。
上海附近に於て、一敗地にまみれ、崑山より蘇州方面へ、或は太倉より常熟方面へ、漬走中の敵の背後たる常熟東北方申浦口附近に、十三日朝來突如上陸した有力なる兵團は、その戦果を西方及南方に擴張して、十四日には太倉常熟道東側の線に進出し、十五日には常熟の敵を攻撃中である。更に一部は常熟北方の福山鎮に對し攻撃を開始した。

蘇州、常熟、福山を結ぶ陣地線は既に早くより準備をせられ、あつたもので、その後方無錫、江陰の線と共に南京を守る堅固なる陣地を形成してゐるが、その要點は正に風前の灯の如く此の方面抗日の機密室たる蘇州の崩壊も亦正に目撃の間にあると見るも、敢て過早ではあるまい。

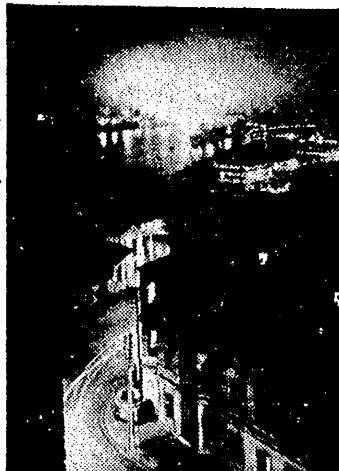
上海攻略に次ぎ、此の大追撃を以てする戦果擴張が南京に與へる影響は甚大なるものあるは想像に難くな
く、南京遷都の説も所以なきではない。

我が南京への進撃と共に、空軍爆音も、太湖を壓する砲聲も抗日没落の挽歌となつて南京に響く日も遠くはないであらう。

上海附近掃敵成る

海軍省海軍軍事普及部

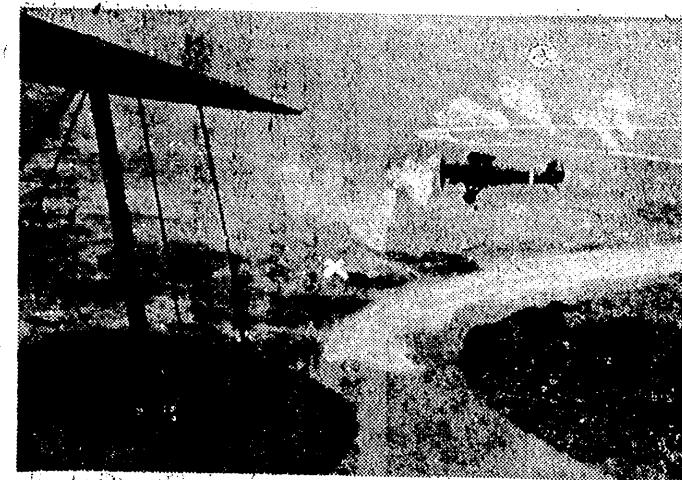
景望の面方市南東浦ナ化と海の火



上 海 附 近 擦 敵 成 爲

一 海軍航空部隊の活躍

は更に追撃の手を緩めず攻撃前進し、敵要地を次々と占領すると共に、一方有力なる陸軍兵團は海軍部隊護衛の下に揚子江深く進入して、白茆口附近に敵前上陸を敢行し大成功を收め、敵の重要根據地たる太倉、崑山占領の端緒を開いたのである。かくして上海を中心とする五〇キロ以内に敵影を認めざるに至り、上海方面の作戦は一大進展を見たのである。



號八十五號報週

日悪天候を冒して敵陣地及其の後方機點並に交通連絡線に對し連續爆撃なる空襲を行つて居る。我軍の偵察に依れば、支那軍は後方鐵道線路に沿列車を並べ、又天生港江陰間を往復するジャンクの多數は英國國旗を掲揚して居る。

航空部隊の戦果は次の通であるが、本月一日以降十日迄に於ける我が海軍機の損害は三機である。

十一月九日

一 上海方面

(東面市南印) (浦印)

蘇州河南方の敵は我軍の猛攻撃に堪へかね、今朝來全線退却を開始せるを以て、全力を擧げて之を爆撃したが、主なる個所は左の通である。

青浦高家灣間 敵密集部隊爆撃

江南兵工廠 機場爆破

蘇州、崑山、嘉興、南翔、太倉、軍事施設及陣地爆破

二 北支方面

津浦線及山東省各所飛行場の偵察、兗州驛の爆撃

三 南京空襲

南京大校場飛行場を爆撃。
南翔、崑山、蘇州、常熟、無錫、嘉興方面
の敵部隊及軍事施設爆撃。

四 北支方面

滬海線津浦線沿線の軍事輸送施設爆破。

五 南京空襲

本朝十時半頃 珍らしくも揚子江口沖合にノースロップ型と認められる支那軍飛行機三機姿を現

はしたので、我が海軍機は直にこれを爆撃して其の二機を撃墜し、残り一機を撃退した。

尚當日九州、朝鮮等で空襲に對する警戒が令せられたものである。

十一月十二日

一 上海方面

午前中全力を擧げて陸軍部隊の追撃戦に協力し惡天候を冒して敗走兵を攻撃、又無錫方面軍需工場並に嘉定の敵本據を猛撃し敵に大損害を與へたものである。

二 南支方面

厦门胡里社砲臺及漳州飛行場を空襲した。

三 北支方面

奉寧濟寧間、徐州徐淮間沿線の軍事輸送施設爆破。

四 南支方面

本日の空襲經過は左の通である。

十一月十三日

一 上海方面

午前中全力を擧げて陸軍部隊の追撃戦に協力し惡天候を冒して敗走兵を攻撃、又無錫方面軍需工

場並に嘉定の敵本據を猛撃し敵に大損害を與へたものである。

二 南支方面

午前中全力を擧げて陸軍部隊の追撃戦に協力し惡天候を冒して敗走兵を攻撃、又無錫方面軍需工

場並に嘉定の敵本據を猛撃し敵に大損害を與へたものである。

三 北支方面

奉寧濟寧間、徐州徐淮間沿線の軍事輸送施設爆破。

四 南支方面

本日の空襲經過は左の通である。

十一月十四日

一 上海方面

午前中全力を擧げて陸軍部隊の追撃戦に協力し惡天候を冒して敗走兵を攻撃、又無錫方面軍需工

場並に嘉定の敵本據を猛撃し敵に大損害を與へたものである。

二 南支方面

午前中全力を擧げて陸軍部隊の追撃戦に協力し惡天候を冒して敗走兵を攻撃、又無錫方面軍需工

場並に嘉定の敵本據を猛撃し敵に大損害を與へたものである。

三 北支方面

奉寧濟寧間、徐州徐淮間沿線の軍事輸送施設爆破。

四 南支方面

本日の空襲經過は左の通である。

十一月十五日

一 上海方面

午前中全力を擧げて陸軍部隊の追撃戦に協力し惡天候を冒して敗走兵を攻撃、又無錫方面軍需工

場並に嘉定の敵本據を猛撃し敵に大損害を與へたものである。

二 南支方面

午前中全力を擧げて陸軍部隊の追撃戦に協力し惡天候を冒して敗走兵を攻撃、又無錫方面軍需工

場並に嘉定の敵本據を猛撃し敵に大損害を與へたものである。

三 北支方面

奉寧濟寧間、徐州徐淮間沿線の軍事輸送施設爆破。

四 南支方面

本日の空襲經過は左の通である。

十一月十六日

一 上海方面

午前中全力を擧げて陸軍部隊の追撃戦に協力し惡天候を冒して敗走兵を攻撃、又無錫方面軍需工

場並に嘉定の敵本據を猛撃し敵に大損害を與へたものである。

二 南支方面

午前中全力を擧げて陸軍部隊の追撃戦に協力し惡天候を冒して敗走兵を攻撃、又無錫方面軍需工

場並に嘉定の敵本據を猛撃し敵に大損害を與へたものである。

三 北支方面

奉寧濟寧間、徐州徐淮間沿線の軍事輸送施設爆破。

四 南支方面

本日の空襲經過は左の通である。

十一月十七日

一 上海方面

午前中全力を擧げて陸軍部隊の追撃戦に協力し惡天候を冒して敗走兵を攻撃、又無錫方面軍需工

場並に嘉定の敵本據を猛撃し敵に大損害を與へたものである。

二 南支方面

午前中全力を擧げて陸軍部隊の追撃戦に協力し惡天候を冒して敗走兵を攻撃、又無錫方面軍需工

場並に嘉定の敵本據を猛撃し敵に大損害を與へたものである。

三 北支方面

奉寧濟寧間、徐州徐淮間沿線の軍事輸送施設爆破。

四 南支方面

本日の空襲經過は左の通である。

十一月十八日

一 上海方面

午前中全力を擧げて陸軍部隊の追撃戦に協力し惡天候を冒して敗走兵を攻撃、又無錫方面軍需工

場並に嘉定の敵本據を猛撃し敵に大損害を與へたものである。

二 南支方面

午前中全力を擧げて陸軍部隊の追撃戦に協力し惡天候を冒して敗走兵を攻撃、又無錫方面軍需工

場並に嘉定の敵本據を猛撃し敵に大損害を與へたものである。

三 北支方面

奉寧濟寧間、徐州徐淮間沿線の軍事輸送施設爆破。

四 南支方面

本日の空襲經過は左の通である。

十一月十九日

一 上海方面

午前中全力を擧げて陸軍部隊の追撃戦に協力し惡天候を冒して敗走兵を攻撃、又無錫方面軍需工

場並に嘉定の敵本據を猛撃し敵に大損害を與へたものである。

二 南支方面

午前中全力を擧げて陸軍部隊の追撃戦に協力し惡天候を冒して敗走兵を攻撃、又無錫方面軍需工

場並に嘉定の敵本據を猛撃し敵に大損害を與へたものである。

三 北支方面

奉寧濟寧間、徐州徐淮間沿線の軍事輸送施設爆破。

四 南支方面

本日の空襲經過は左の通である。

十一月二十日

一 上海方面

午前中全力を擧げて陸軍部隊の追撃戦に協力し惡天候を冒して敗走兵を攻撃、又無錫方面軍需工

場並に嘉定の敵本據を猛撃し敵に大損害を與へたものである。

二 南支方面

午前中全力を擧げて陸軍部隊の追撃戦に協力し惡天候を冒して敗走兵を攻撃、又無錫方面軍需工

場並に嘉定の敵本據を猛撃し敵に大損害を與へたものである。

三 北支方面

奉寧濟寧間、徐州徐淮間沿線の軍事輸送施設爆破。

四 南支方面

本日の空襲經過は左の通である。

十一月廿一日

一 上海方面

午前中全力を擧げて陸軍部隊の追撃戦に協力し惡天候を冒して敗走兵を攻撃、又無錫方面軍需工

場並に嘉定の敵本據を猛撃し敵に大損害を與へたものである。

二 南支方面

午前中全力を擧げて陸軍部隊の追撃戦に協力し惡天候を冒して敗走兵を攻撃、又無錫方面軍需工

場並に嘉定の敵本據を猛撃し敵に大損害を與へたものである。

三 北支方面

奉寧濟寧間、徐州徐淮間沿線の軍事輸送施設爆破。

四 南支方面

本日の空襲經過は左の通である。

十一月廿二日

一 上海方面

午前中全力を擧げて陸軍部隊の追撃戦に協力し惡天候を冒して敗走兵を攻撃、又無錫方面軍需工

場並に嘉定の敵本據を猛撃し敵に大損害を與へたものである。

二 南支方面

午前中全力を擧げて陸軍部隊の追撃戦に協力し惡天候を冒して敗走兵を攻撃、又無錫方面軍需工

場並に嘉定の敵本據を猛撃し敵に大損害を與へたものである。

三 北支方面

奉寧濟寧間、徐州徐淮間沿線の軍事輸送施設爆破。

四 南支方面

本日の空襲經過は左の通である。

十一月廿三日

一 上海方面

午前中全力を擧げて陸軍部隊の追撃戦に協力し惡天候を冒して敗走兵を攻撃、

卷之三

大正後編

陸軍に協力して津浦線方面を空襲した。

上海方言

六書

無錫常熟崑山太倉嘉善及乍浦去

北支方面

十四

前田同様其の大部を以て其の年號二名ノシテ

部を以て敵後方軍事輸送施設を爆撃した。爆撃

常熟附近 敵戰車群爆擊

嘉善方面
敗走兵攻擊

卷之三

北支方面

日同様陸軍作戦に協力して濟陽長治方面の敵

支方面

五日

朝は少無賜、蘇州、嘉興及太湖南方の敵主力

龜山常熟方面より敗走す。

東京空襲

支方面

送施設暴破。

陸戦隊の戦闘

は其の後上海側から浦東側敵を制壓して居つ

23

上 海 附 近 擦 敵 成 爲

南市建設局



十一月十三日

引揚き市内敵殘兵、便衣隊の徹底的掃蕩を行ひ南市一帯を我手に收めた。

南市攻撃は各國人の用前に於て行はれ日本軍の眞實を知らしめる實物教訓であり、又支那の逆宣傳を裏書きする好材料でもあつた。即ち南市避難民國際管理委員會の外人オブザーバーは十一日夕刻左の如く發表、

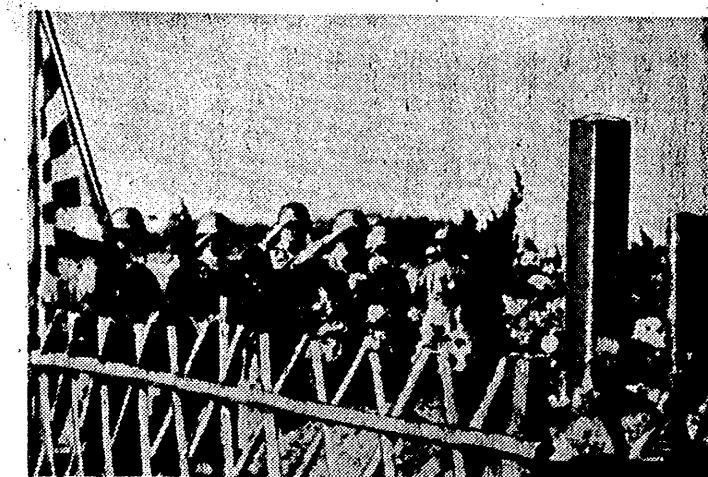
日本軍の砲撃及爆擊の正確さを稱讃した。

「十一日の日本軍の南市總攻撃に際し、南市の一帯に設けられた避難民收容區域に支那兵が接近した爲、非常な危険に瀕したが、日本軍の爆撃も砲撃も極めて正確にして、あれ程澤山の砲彈爆弾のうち避難民收容區域には一發も落せず、三十萬の避難民は生命の安全を保つ事を得た。」

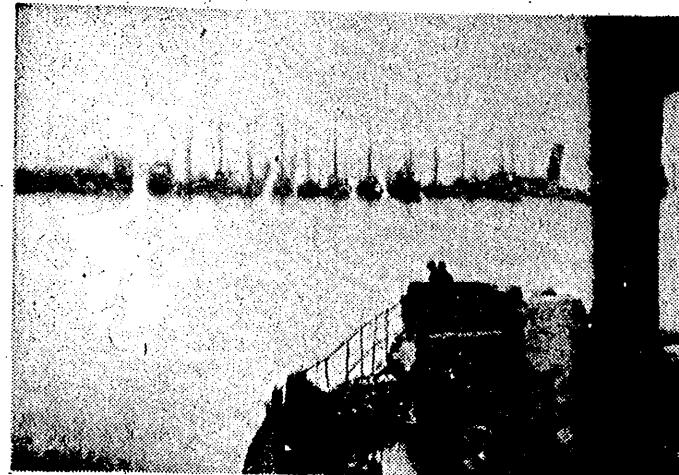
三 艦船部隊の活躍

(1) 黄浦江の封鎖解除

事件發生と同時に支那軍は日清汽船所有船其の他の汽船及飛行機等を沈めて黄浦江の航行を遮断して居たが、我が海軍決死隊の果敢なる敵前作業に依り漸く此



大山副尉が我に現地で陸戦隊の除隊者を埋葬する場面



事變當時支那軍沈没船隻及び船舶撤去手の側に當る

等沈没船隻及び船舶を撤去し水運開通に成功した。其の經過は左の通である。

十一月十二日夕刻、黄浦江封鎖船解除作業隊は綿密なる計畫と、勇敢なる行動により敵前より封鎖支那汽船中和を曳いて錨地を變更、出雲下流の浮標に繋留した。この作業に當り陸戦隊は浦東側より、江上船艇は江上より駆逐作業隊を組成する敵機雷陣地を爆破、更に之に先立ち陸戦隊の一部は南市側敵前に果敢なる上陸を決行し、輪船公司倉庫附近を占領、折柄進出せる陸軍部隊と協力し南市攻撃及封鎖解除作業を容易ならしめた。黄浦江の閉塞解除了後、其の後連日掃除作業を繼續、敵機雷數個を處分した。一方松江、金山方面の我が陸軍に彈藥糧食を急遽補給する爲、軍艦〇隻は十三日正午相前後して錨地を出港、補給船〇隻を護衛して支那側が閉塞以來三ヶ月振りで黄浦江を通過航行した。帝國軍艦の黄浦江上流通過は、海軍創設以來實に今回が最初で、其の意義は重大である。先發した僚艦〇〇及〇〇は同日午後五時三十分頃航行



小学校開かれれる

(口) 白茆口敵前上陸
鎮上流に於て敵砲數隻を捕獲した。

十一月十三日未明我が海軍〇〇戦隊は陸軍の大兵团を護衛して、揚子江上流遠く白茆口附近に敵前上陸を決行せしめた。本土陸戦も杭州灣上陸と同様の虚を働き奇襲作戦に依つて大成功を収めたのであるが、上陸地點附近一帯には浅瀬や中洲多く水路網には至大の苦心と困難を作つた。又江岸帶の敵は頑強に抵抗して上陸を阻止せんと努めたが、敵陣を突破した陸軍部隊は一齊進撃に移つて南下し、南東より前進せる部隊と相呼應して敵を崑山方面に包囲し、破竹の勢を以て同方面一帯を占據した。

四 上海方面の一般状況

十一月十三日頃に於ける上海方面の状況は次の通りである。

一 十二日の支那紙に都市裏及軍事委員会より夫々上海同胞に別れを告ぐる書が掲載され、支那側

は此處に上海放棄を明らかにした。

二 虹口一帯は毎日明朗の度を加へ、邦人復興の意氣漸く旺となつた。十一日から中部校に於て殘留小學兒童に對して復習教授を開始し、十五日からは楊樹油、老袍子路、以北八字橋附屬園方面に亘る北部地區一帯(虹口クリーク以南北四川路以西を除く)に邦人の復歸を許さることとなり、目下各家庭の修理、水道、電話、電燈の復舊を急いで居る。

三 佛租界には嚴重な警戒網を突破して南市、城内方面から多數の避難民及收容兵(便衣又無武装のものが多いた)が殺到し大混亂を呈して居るが、英和界方面も此の影響を受けて對岸浦东の猛火と南市に残敵掃蕩の銃砲聲とで陰惨な空氣が漲つて居る。英佛租界の米店は供給不足の爲十日以來閉店するもの多く、野菜も缺乏を來し、諸物價も共に騰貴し、今後の食糧問題は重大視されるに至つた。

五 皇章の仁義

我軍の南市攻撃を自撃した各國人は齊しく其の正確、精練さを驚嘆した所であるが、亦其の仁義に感謝したのである。南市は租界に接続し支那人非戰闘員多數居住して居るので、先に中國赤十字國際委員會の提唱に基いて豐潤路以北城内約三分の一を避難地帯として我軍は種々の困難を忍んで、此の地區を攻撃せざることを約し、南市に残敵掃蕩に當つて、嚴肅に此の約を果したのであつた。之に感激した國際救濟會のジャキノー神父は、十六日前軍艦出雲に長谷川第三艦隊司令長官を訪問し、南市避難民地区に收容せる三十萬の避難民が無事戰禍を免れ得たことは、日本海軍の好意によるものである旨を述べ、謝意を表したところ、長谷川長官はジャキノー神父等の慈善的事業に賛意を表すと共に避難民の救濟費に充てられたりと金一萬圓を寄贈した。さきに松井軍司令官より寄贈され、更にまた長谷川長官よりも莫大な金額を寄附されたジャキノー神父は少時貢葉も出ない程に感激し、我が陸海軍の理解と親切に對し深甚の謝意を表した。

農山漁村の銃後施設

農林省

一 總 説

事變勃發以來五箇月舉國一致の我が國威は日々に宣揚せられ皇軍の聖戰亦自覺しきものがあるが、事變の赴くところ複雑なると事態の重大なるとは容易にその終結を豫見することを許さないものがある。此の秋に當り多數の出征兵士、徵發馬匹、工場労働者等を送り、又一面食糧其の他重要必須なる物資の生産を擔當する農山漁村の使命は愈、重且大を加へたのである。

而して事變の推移に伴つて直接間接に農山漁村の受ける影響は經濟的、社會的に益々深刻化するであらう。從つて軍事機構の整備と相俟つて時局に適應する農山漁村對策は刻下の急務である。當局に於ては事變發生と共に農山漁村の實情を窺め、急速に應急對策を進め、對策の重點を(一)不足労力の補給、(二)應召農山漁家の生活安定、(三)農林水産業の生産力の維持増強に亘る三點に亘る。

進、(四)農林水產關係團體の活動促進等の諸點に置

き、八月上旬より各地方長官及關係團體に指示して協力せしめ著々其の實績を納め來つたのであるが、更に第七十二議會に於て必要な經費の協賛を經て此等諸對策を充實し銃後對策に遺憾なきを期した次第である。

茲に右の施設の要領を概説すれば次の如くである。

二 農山漁村不足労力の補給

今次事變の勃發に伴ひ人馬の應召徵發漸く繁く農山漁村に於ける労力不足の傾向にあるのは、誠に甚しきが應急對策を定め八月六日農林次官より各地方長官及關係團體に通牒し、速急に之が實施を圖つた次第である。

即ち右通牒に依り農山漁村部落團體の活動を促進し、共同勞作を奨励し、又近接町村は密接なる聯繫を保

ち町村相互間の労力調整を圖ることとし、農具、家畜等の共同利用及役賣、動力農具、農用車等の補給を爲すため各種產業團體の活動が促進せられると共に、國有林施設等に關しては季節的に地域的に調整して地元労力の不足を緩和せしめ、兒童生徒を學業に差支なき限り適當なる作業に協力せしめ、又是等労力不足對策の根幹的な施設として我國農山漁村に於ける古來の美風たる隣保共助の精神に基き勤労奉仕の施設を實施せしめることとした。由來國防は全國民の共同責任であつて、獨り應召農山漁家のみに負擔せしめるべきものでなく、全農山漁村民が分擔すべきものである。かゝる見地に立脚して隣保共助の美風を組織ある體系に編成することが勤労奉仕施設の根本趣旨である。この趣旨に則つて道府縣に於ては道府縣經濟更生委員會が中心となり、町村に於ては町村經濟更生委員會が中心となり、各關係團體の協力によつて上下一貫した指導連絡の下に各部落毎に勤労奉仕班を必要に應じ順次編成したのである。かく編成された勤労奉仕班は應召に因る労力の不足又は馬匹の徵發の爲に農林水産業の經營困難なる者に對し労力補給を爲し其の經營に支障なからしめると共に、軍需品の供出に當つては村内夫々の機關に協力するのである。かゝる施設が今次事變に際

三 農山漁村銃後的生活安定

し農山漁村に於ける自發的空氣と自ら合致して其の成績を擧げ、銃後生活の安定を圖りつゝあるのは、誠に農山漁村の心強き點であると謂はねばならぬ。

更に労力の問題に關照して徵發馬補充に關しては、農業經營、運送等產業經濟に支障を生ずるが如きことなきやう善後方策を講ずることが必要と認められたので、徵發馬の代金は共同積立、產業組合預金等の方法を講じ、徒費を防ぎ、補充馬購入の資に充當せしめることとし、又その補充馬の購入は出來得る限り共同購入の方法によつて軍用適格馬を得る様地方長官に於て指導することとした。尙道府縣其の他各種團體をして其の共同購入の斡旋を行はしめ之に對し國庫より助成を爲すこととし、又購買馬輸送貨は普通運賃率の三割引を以て行はれることになつたのである。

然しながら人馬の應召又は徵發に因る労力の絶對量の減少は殘存労力の活用のみを以てしては永續的補給が困難なるを以て、改良農具の普及、畜力共同利用施設、水產共同利用施設を奨励し、國庫は之に對して相當助成し労力不足に基く農林水産業の經營の不安を除去し、生產の減退を防止せんとしたのである。

前述の不足勞力補給の問題は個人的には生活安定の問題であり、社會的には生産力の問題であるのであるが、就中應召農山漁家の生活安定を圖ることは前線將士をして後顧の憂なく軍事に活動せしめ得る源泉であるのみならず、國家非常時に於ける國力の源泉とも云ふべき農林水産業の生産力の維持増進を圖る上にも一日も忽に出來ぬ事柄である。此處に鑑み農林省に於ては應召農山漁家の生活安定に關し次の如き應急措

講じ、應召農山漁家の小作關係に就ては町村、各種團體相協力して安定に努むることとし、特に其の小作紛議に對しては銃後の變なからしめるやう調停斡旋に努むることとし、また應召自作農家をして自作地を失ふことなきやう關係產業團體に於て經營の援助を爲すと共に、必要ある場合には一時小作に附する等適切なる措置を講ずることとした。

即ち一般的には町村長、町村經濟更生委員會が中心となり各種產業團體、各種社會團體、學校等が協力して相談所の如き機關を設けて應召農山漁家の産業經營、家政經濟一切の相談に應ずると共に積極的に指導をなすこととし、又町村經濟更生委員會等が中心となり應召農山漁家の産業經營の安定策を樹立し、各種產業團體は夫々其の分野に應じて指導をなすのである。又產業經濟に必要なる資金の供給を圓滑ならしめるため信用組合の積極的活動を促進し、農林水產物の販賣に付ては各種產業團體に於て特に積極的に指導することとし、肥料、飼料、燃料等の配給に關しても各種產業團體の活動を促進し、更に應召農山漁家の家賣、漁

食糧の不安を生ぜしめることとし、また應召農山漁家に對して政府米の拂下げ等を爲し、次に應召農山漁家に對して政府米の拂下げ等を爲し、
の傷病に付ては必要に應じ醫療事業を行ふ協同組合の
醫療費の低減等適切なる措置を講ずることとし、次に
應召農山漁家の冠婚葬祭、出陣、傷病等の出費に付
ては部落團體、產業團體の共濟施設の活用及其の普及
徹底を圖ることとした。又漁業組合に於ては漁業の自
營を爲し或は隣保互助に依る漁業の共同經營を指導し
其の利益を應召農山漁家に配當する等の措置を講ずることとした。生活必需品の適切なる配給を期する爲には各種產業團體の活動を促すこととし、また農山漁家に對し町村、各種團體協力して授産施設を爲し又は其の利益を應召農山漁家に配當する等の措置を講ずることとした。次に町村、各種團體協力して託児所、共同

設施後続の村魚山巖

有林の管理利用、耕地整理事業、開墾事業、林道、治水事業等の工事施行に當りては應召農山漁家に對し優先的就労の機會を附与するやう考慮することとした。また應召農山漁家に對し各種團體の會費其の他手數料、使用料等の減免を實情に即し考慮することとし、更に應召農山漁家の負債償還に付ては負債整理委員會、經濟再生委員會、其の他の各種團體協力して指導援助を爲すこととした。

最後に應召農山漁家にして產業組合未加入の者なるときは、組合の利便を享受せしめる爲速かに加入し得るやう適宜の措置を講ずることとした次第である。

四 統後農山漁村の生産力維持増進

銃後に於ける農林水產業の生産力維持増進の重要なものは言ふ迄もないが、戰時に於ては労力の不足、物資の減少等から生産の減退を來すは歐洲大戰の事例に従つても明らかである。殊に戰時に於ては特殊の軍需品の増産をも必要とし又國民生活上の必要も充足しなければならないので、平時よりも消費の増加する傾向にあるから、之が維持増進は最緊要の事である。

があるのみならず、又自給肥料に關しても人馬の應召徵發に依り生産の減退を來す懼がある。そこで農林省に於ては此の非常時に處する對策として農家の勤勞精神を昂揚し急速に自給肥料の増産に努めしめ、殊に人馬の應召徵發を受けた農家に對しては隣保共助の精神に則り自給肥料の生産減退を來さないやう、本年度に於て堆肥十億萬貫及綠肥六萬町歩の増産目標の下に、帝國農會をして道府縣農會とも協力して自給肥料増產運動を實施せしめたこととした。次に販賣肥料に就ては硫安の供給不足の虞があるので硫安の輸入を促進するため、硫安輸入損失補償の途を開き、輸入硫安が内地硫安價格より高い場合には政府がその差額を補償して供給の圓滑と市價の暴騰を防止した次第である。更に又第七十二議會の協賛を經て臨時肥料配給統制法を制定した。目下之が實施準備中であつて不日實施の運びに至るものであるが、本法の骨子とする所は時局の進展に伴ひ肥料の需給の圓滑及價格の公正を圖る爲特に必要ありと認める時は適當なる機關をして政府の特別の監督の下に肥料の一手買入及政府の認可を得たる價格に依る統制販賣、肥料の輸移人等を內容とする事業を行はしめ、且此の場合に於ては肥料製造業者又は

肥料製造業者の組織する法人に對し其の製造又は販賣に係る肥料を渡すべき事を命じ得ることとした點である。斯くすることに依り外國穀安の輸入により肥料の不足を補給し供給を潤澤ならしむると共に、肥料の統制販賣を爲すことに依り肥料の時期的、地域的偏在を防止し取引を公明ならしむる等に依り、肥料の需給の圓滑と價格の公正とを徹底せんとするのである。

又畜産業生産上必須物資たる飼料に在つては、我が國土の性質上其の大部分を海外よりの供給に仰ぎつゝあるが、其の最近一年間に於ける輸入は四千萬圓内外に及んでゐる。然るに今次事變の進展に伴ひ外國爲替の管理の強化、支那よりの越の輸入杜絶等に因り、其の供給は著しく減少し價格の騰貴を來し、畜産經營は相當の打撃を受ける虞がある。之に對しては飼料作物の増産、未利用農産副生産物の飼料化、殊に冬期間に於ける飼料給源の確保に努むると共に、日滿間の緊密なる連絡等に依り良質廉價なる飼料の配給の圓滑を期することが急務である。

次に事變の永續に伴ひ増大する軍需の供給確保、貿易收支の悪化を防止する爲、農山漁村に於ても軍需農産物、貿易關係農林水産物の増産を圖り戰爭遂行に協力しなければならない。

五 農林水產關係團體の活動促進

今次事變に處する農山漁村對策の實行に當つて、農林水產關係團體の活動促進に俟つことの大なるは既述の通りであるが、尚是等團體自身に於ても銃後責任を自覺し自發的に種々生活安定、不足勞力の補給、生產力の維持増加に協力した所定に尙くない。由來我國農林水產業は其の經營者數極めて多く、且其の大部は小經營であるのみならずその態様も地域的、經濟的に複雑多岐に亘つて居るので、工業等に於けるが如き。

く簡単容易なる統制は不可能である。従つて今次事變の如きの場合に當つて中央の一定の政策を迅速に實踐に移すには、是非共は等農林水產關係團體の適切なる活動に俟たなければならぬもの多々あるのは謂ふまでもないことである。

今各種農林水產關係團體の活動状況を詳述する追はないが、之等諸團體は政府の指示に基いて夙に各種の對策を樹立し、著々之を實行に移し眞の成果を收むべく指導に努力すると共に、他方皇軍の勞苦に對する感謝、慰問或は恤兵金、兵器獻納等に盡しつゝある。殊に其の時局對策の重點を農業生産力の維持増進、應召農山漁家を始め事變非常時下に於ける農山漁家經濟生活の安定向上の二點に置き、以て政府の行ふ所に呼應し各般の施設に關し目覺ましき活動を爲しつある。

今次の事變は幸にも屢繁期を過ぎて一休みとなつた時に勃發した。從つて農山漁村に於ては人馬の應召徵發も相當多數に上つて居るにも拘らず、近隣相扶け前記各種の對策の下に大なる支障もなく無事收穫期を

迎へる事が出來たのである。殊に今年は天候も二三の例外はあつたにもせよ大體順調に推移し、稻作に於ては大體平年より稍、良好の作柄と豫想せられてゐる。併し乍ら事變は急速に終末を見るとは考へられない。否今後相當進展することを豫想しなければならない。

斯かる時局に當り、重要物資の生産を擔當し、又國家躍進力の根元たる人口の大半を包摶保持する責務と地位を有する農山漁村は今後事變の進展と共に直接間接に、尙幾多の苦難を其の生活上産業經濟上に受くることを覺悟せねばならぬ。從つて農山漁村をして此の重き責務使命を克く遂行せしめで誤なからしむるには、之に對する銃後各般の施設を今後益々擴充實施すると共に、思を更に事變後に於ける農山漁村各般の事情に致し、之が適切なる對處策に付ても充分なる政研究用意を整へて置かねばならぬ次第である。之は又一面今次事變の爲、日夜戰線に立つて幾多の苦難に耐へ身命を賭し邦家の爲、又東亞和平の爲奮戦力闘せる幾十萬將士に對する銃後農山漁村舉げての務であり、今後益々隣保共助、堅忍持久の精神を以て之が實行に邁進する事が必要である。

六 結 び

小運送業法及 日本通運株式會社法に就て

鐵道省

一 序 言
小運送業法及日本通運株式會社法の二法律が第七十回帝國議會の協賛を經て成立し、去る十月一日を以て小運送業法の實施。日本通運株式會社の創立を見るに至り、今や小運送業界多年の懸案解決に劃期的躍進を遂げんとしてある事は、斯界の爲めに慶賀に堪へない次第である。此處に小運送問題の大要及此の二法律が期圖する小運送業界改善の大要を述べることとする。

二 小運送の重要性

先づ小運送といふ言葉の意義を説明する必要がある。小運送とは最も常識的に云ふと驛附近の運送店の仕事であるが、多少法制的な説明を加へるならば大運

送、即ち鐵道船舶等比較的大規模遠距離運送機關による運送の兩端に於て大運送に附帶して行はる、比較的小規模近距離の運送である。總て物資の移動は、戸口から戸口迄の運送を必要とするものであるから、鐵道の如き大運送機關には、之に附帶して發着兩地に於て集貨配達の作業をする運送店の如き小運送機關が完備してゐなければならない。然るに此の小運送が國民經濟生活の上に持つ重要性についてはあまり認識されてゐない様がある。國有鐵道並に地方鐵道の貨物運賃收入は一年間約二億餘圓であるが、之等の鐵道貨物が驛の兩端に於て必ず併ぶ小運送の爲に國民の負擔する所の小運送費總額は之亦二億圓を下らず、之に加ふるに貨物の荷造費等を考慮すれば更に多額となり、一步を進めて鐵道以外の貨物の小運送費に思ひ至らば更に驚くべき巨額に達する。

三 小運送制度の缺陷
國民生活の膨脹進展に伴ひ、小運送業は日と共に大きさを致して今日に至つたのであるが、其の間小運送業は全く自由放任主義の下に置かれてあつたので、企業經營の不合理、不正競争等を生み、延いて國民經濟生活の上に幾多の害悪を及ぼすに至つたのである。之等の缺陷を説明することは、即ち今回の改正の方向を明示することになるであらうから、左に別記して見る。

イ 運送店の取締法規なきこと

國民經濟上斯の如く重要な小運送は、一朝有事の場合には更に國防上の見地からも著しく其の重要性を増すものである。戰時事變に際しては軍需品、工業原物料品、其の他の物品の陸上運送が急激に増加するは勿論、海上運送より陸上運送に轉嫁する貨物も相當多かるべきを豫期しなければならない。斯かる際に、小運送業の潤滑を缺くことあらんか、滯貨は各所に山積

鐵道省は從來運送店に對して官制上陸運監督權を持つのみで、何等質的の取締法規を持たなかつた。爲に運送店は自由營業の形式に於て亂立し、不當なる競争を生じ、小運送料金は無統一に流れ、更に其の經營は粗率となり、引換證付貨物の假渡、貨物引換證空券の發行等取扱の不正不當の爲に荷主公衆に迷惑を及ぼし、延いては鐵道運送の機能を阻害する

の例も缺くはなかつた。所謂グレイシャムの法則は、小運送業界にも亦存在するもの如く、不良店は益々多く跋扈して優良店の經營を脅し、其の進展を阻止する事多大であつた。

口 運送店の統轄會社が純然たる營利會社なること

小運送業者は隔地間の取引をする爲、交互通算や貨物引換證の整理、保證を小運送業者の爲に行ふ統轄會社といふものが必然的に生れて來るのであるが、其の統轄會社が從來は營利會社である爲、自己の加盟店から微収しある交互通算費、貨物引換證の整理費、管理費、代理店契約料等の諸料金は其の實質に比して相當高額である。之が爲に加盟店なる各運送店の負擔を増加し延いては小運送料金を高額ならしめて居る。又此の統轄會社が現在は數社分立する爲、小運送店は數社の計算に加盟して核算しなければならない故、加盟費が嵩み、延いて又小運送料金に影響を及ぼして居る。

小運送業の徹底的改善の爲には、之等統轄會社は全國運送店の中心的存在として其の指導監督に當り、常に小運送の公益的使命の遂行に努力すべきものである。然るに之等の統轄會社が純然たる營利會社分立する爲、小運送店は數社の計算に加盟して決算しなければならない故、加盟費が嵩み、延いて又小運送料金に影響を及ぼして居る。

小運送業の徹底的改善の爲には、之等統轄會社は全國運送店の中心的存在として其の指導監督に當り、常に小運送の公益的使命の遂行に努力すべきものである。然るに之等の統轄會社が純然たる營利會社分立する爲、小運送店は數社の計算に加盟して決算しなければならない故、加盟費が嵩み、延いて又小運送料金に影響を及ぼして居る。

社であることは徒らに其の私益を擧ぐるに専念し、又は其の系統別的闘争に終始する等幾多の缺陷を業界に示しつゝある。統轄會社の現状斯の如くして小運送業界改善の期待を持つことは實に百年河清を待つものと云ひ得る。

四 小運送政策の沿革

亂立する小運送店の發生を傍観する時は、其の間に不競争、料金の不統一、企業の不健全經營等を生じ、國民の經濟負擔を徒らに加重せしむるのであつて、此の亂立狀態を整理して監督の責を擧げ、又將來に亘つて此の種の公益企業に對して國家的監督を爲すことが小運送問題の根本的目である。然らば之について從來國有鐵道は如何なる対策をとつたか、之を歴史的に略説する事としよう。

イ 公認運送取扱人制度

運送店の營業が、全く自由放任に委ねられて居つた時、偶々歐洲大戰が勃發して、經濟界の異常なる好況に刺戟せられ、不良運送店は簇出し、業界は全く混亂の狀態に陥つた。

是に於て其の社會的惡影響を如何にして是正すべ

きかと云ふことが、小運送業界の重大な問題となり、大正八年鐵道省は其の過渡的制度として、運送取扱人の公認制度を發表したのである。

公認運送取扱人制度の趣旨とするところは鐵道に於て、多數業者の中から一定の資格標準を有する善良な運送店を選び、之を公認運送取扱人として、其の資力信用の裏書をしたものである。故に、之に依つて荷主公衆が運送店を選択する際の便益は甚だ大なるものがあつたのであるが、本制度では業者に対する特別の援助を與へる方法もなく、又公的立場から他の業者と差別的待遇をすることも出来ず、に、業者相互間に於ても、取引系統が異つて居る關係上競争は依然として止まなかつたのであるが、當時の情勢としてはかかる微溫的制度も亦止むを得ないものであった。

口 指定運送取扱制度

是に於て、大正十三年鐵道省は小運送制度調査委員會なるものを設けて、官民を一團とした調査機關を作つて調査研究の結果、結局「驛」店主義の理想の下に業者を自發的に合同せしめ以て業界の統一を圖ると云ふ案に到達した。

斯くして大正十五年聲明書を發表して業者の大合同を慇懃すると共に、新たに特別小口扱制度を設けて、大體に於て其の合同店を指定し、之が集貨配達を請負はしめる計畫を樹て、昭和一年九月より之を實施した。

四團の事情の變遷に伴つて多少の改正こそあつたが、之が從來の指定運送店制度であつて之に依つて公認運送取扱人制度は廢止されるに至つたのである。

以上が指定店制度に至る迄の大要であるが、合同期間に参加しなかつた店も少くなく、又一旦合同期後は脱落して新たに開業する者等も生じて來たので、非指定運送店の數は逐年増加し、合同期の目的は稍薄弱となつて來た。

五 改正の大要

以上の如く鐵道省は大合同せる指定運送取扱人を通じて、又其の統制會社たる國際通運會社を通じて、業界に一應の統制を立て進み來つたのであるが、他方非指定運送店及之等の統轄會社に對しては經濟的行政的の監督方法を缺き、又指定、非指定業者間の相剋等

幾多の難問を残しつゝ今日に至つたのである。昭和二年大合同によつて一應整理された四千三百一店の小運送業者も、昭和十一年三月現在では六千九百八十四店の多数を算するに至つて、不當競争等の弊は随所に現はれつゝあつたのである。是に於て鐵道省も從來の小運送政策が爲さんと欲して爲すことが出来なかつた根源を衝いて、遂に小運送業法を誕生せしめ、自山營業の沃野に辟立を悉にした斯業に臨むに免許制度を以てし、健全なる業者の地位の安定を保證すると共に、資力薄弱信用不確実なるものの旗出を防止し、一方免許業者に對しては一律に取締法規により國家が適切なる監督を爲すこととしたのである。今次に此の小運送業法の内容について説明を進め度いと思ふ。

(一) 小運送業法

イ 小運送業の意義

小運送の意義を平易に言へば、鐵道軌道等の驛附近の運送店の行ふ仕事のことである。例へば鐵道を利用して荷物を運送するとき荷送人の宅から驛まで搬入して鐵道託送の手續を爲し、又到着地に於て荷物を引取り荷受人の宅まで運搬する等の行為を謂ふもので、謂はば、鐵道其の他の大規

模の運送機關へ託送するまでの世話と到着後の届先までの世話といふことである。斯かる仕事の全部或は一部を引受け之を營業とするものは驛附近に店舗を構へるものが大多數を占めるが故に、小運送業者と言へば驛前の運送店なりと言ふことを得るものである。行爲の實體は右の如く簡単なものも荷主との契約の形式如何によつては之を全く異なる營業と觀なればならない。故に、小運送業として行はれる營業形態を網羅し、之を法律的に定義して本法は左の如く言つた。即ち、

鐵道軌道若は自動車運輸事業の爲す物品運送の機関に依る通物品運送の運送取扱業又は運送

代辦業

鐵道軌道又は自動車運輸事業に附隨し又は之を利用して爲す陸上の物品運送業

註「自動車運輸事業とは自動車交通事業法第一條に定めるものを指し、即ち一般交通の用に供する

爲、路線を定め定期に自動車を運行して旅客又は

貨物を運送する事業を謂ふ。

許を與くべしと規定したのである。此の免許には一定の條件を附し得ることとした。即ち事業監督上必要な義務を附して取締の完全を期したのである。又之等の條件は公益上必要な場合には變更を命じ得ることとし、荷主公衆の利便に對して小運送業の公益的運用を期したものである。

ハ 小運送業に対する監督

免許せられた小運送業者の實務を監督するに當つては小運送業の實體を正確に捕へ、その業務の全般に亘つて取締監督を爲す事が必要である。而して小運送業者が通常行ふ行爲は、單に物品の運搬や、運送の取次のみに止まらず、之等の業務に附帶する各種の行爲を併せ行ふのであつて其の業務内容は甚だ複雑多岐である。小運送業者は小運送業としての本來の業以外に、通常之に附帶して運送品の荷造、保管、仕分、保險契約の締結、代金の取立、立替等を併せ行つてゐるのであつて、外國の法制に見ても運送取扱業の法律的地位は著しく複雑化した結果、既に單一の商行為の主體としては其の内容を盡し得ない爲、止むを得ず其の經濟活動の各部面を分割して、商法其の他の法律上

數種の定期契約に結び付け、法律的には之等各種の商行為を複合的に業とせる者と觀察して其の説明をして居る實情である。随つて本法も第一條に掲げる小運送業の取締のみに止まる時は、監督の實績を擧げ得ない事を恐れて小運送業の附帯業務一切を取締ることとしたのである。

(a) 認可事項の設定——免許制度の實施に依つて小運送業の發生を検討したが、其の發生した小運送業者が其の營業を開始するに當つて適切を期する爲に營業上の重要事項に對しては主務大臣の認可を要する事としたのである。

1 運賃料金其の他の取扱條件
從來運賃料金の不統一が不正行爲の起る重大原因を爲した事に鑑み、小運送業者は運賃料金其の他の取扱條件を定め認可を受くべき事とした。

2 營業の休止又は廢止
小運送業の公益的使命に鑑み其の突然の休止又は廢止は荷主公衆に不便を與へる事が多いので、業者に事業繼續の義務を負はせ、小運送業者は其の事業の全部又は一部を休止し

又は廢止せんとする時は認可を受くべき事とした。

3 營業の譲渡、會社の合併、解散

企業の健全なる發達は經營主體の資力信用に俟つ處が多いので、其の移轉も亦認可事項として、小運送業の譲渡又は小運送業を營む會社の合併若は解散の決議若は總社員の同意は認められれば其の效力を生ぜざる事とした。

(b) 命令に依る監督——本法は本文法に依る處分命令及本法に基き將來發せらるべき法規命令を以て斯業への監督の適切を期した。即ち公益上必要な時は運賃料金其の他の取扱條件の變更に必要な命令を爲し得る規定を設けたのである。更に設備、共同使用の協定、集配區域の協定、其の他事業の實施及改善に關し必要な命令を爲し得ることを併せ定めて居る。實施命令とは小運送實施の順序、方法、又は運搬具の運用等に關する命令、改善命令とは運搬具、設備の改良、業務管理に關する改善の命令を謂ふ。

(c) 特定義務の負課

處にある。

(二) 日本通運株式會社法

1 届出、報告、検査に服する義務——從來業者に對し法規的根據の下に事業一般に關する報告を徵し其の業務を検査する等の事がなかつた爲、幾多の弊害を生じ經營も亦粗放に流れ易かつた。此の弊を匡正せん爲、業者をして其の事業を報告させ又官吏をして其の事業の状況を検査せしむる事としたのである。又業者の事業に關する協定に就てもそれが甚しく不當なる事のない様に届出義務を命じて居る。

2 運賃料金の公示——業者は運賃料金に就ては認可を要するのであるが、荷主公衆の不知に乘じて之が不正不當に徵收せらるゝ事を恐れ更に之を公示すべき義務を課し、且何等の名義を以てするも公示した運賃及料金以外の報酬を請求し得ざる事とし、公示義務と共に嚴守義務を命じたのである。

二 制裁

荷主公衆の興望にそふ小運送業を助長する爲には、其の不正不當なる者に一定の制裁を以て臨み以て健全なる業者の經營を脅かすこと無からしめねばならない。本法が制裁規定を設けた所以も此

をも生ずるに至つたのである。

かく交互計算會社が分立する結果加盟會社以外の運送店と取引する爲には、數社の計算に加盟する必が生じ、運送店加盟費の負擔を増加し、小運送費を

(19) 命令に依る處分——命令の事業の統合等、
其の他に關し命令を發し得る法的根據を設け
た。

二 制 裁

六 結 論

國民經濟生活の進展と共に、小運送業も漸く其の内
容を複雑にし、又企業の本質に公共的特性を明確にし
來つたのである。政府の小運送政策も、斯の如き時代
の變遷と共に進みつゝはあつたが、永年待望して然も
よく爲し得なかつた小運送業界の法制的統一化が此處
に漸く成立したのである。斯くて小運送業界の組織的
發展の基礎工事成ると雖も、與へられた方針の下、其

日の運用に俟たなければならぬ。
鐵道省は二法の實施に關する諸法規の制定に當り、又本法に基く監督權の運用に就ても、小運送業界が持つ長き歴史と良き傳統とを無視することのないのは勿論であるが、一方又日本通運株式會社に於ても其の公的本質に鑑み、從來の系統會社の營利主義的經營より脱脚して小運送業界の健全なる發達助成を圖るべく進まんとしてある。小運送業者亦其の事業の公益的重要性を深く理解し、社會の公僕たる自覺の下に、現業の第一線に殉ずるの活動を爲すことが望ましい。
斯くして小運送業界が統制ある企業管理の形態を整へ、教養ある從業員が現業の第一線に活動し、國民の貴重なる物資が轟然たる秩序の下に、戸口より戸口迄、「迅速」「正確」「安全」「低廉」に運送せらるゝ日の一 日も早く來らんことを希ふものである。

最近公布の法令

部 兵種及等級表ニ關スル件中改正ノ件

部ニ於ケル講座ニ關スル件中改正ノ件

○大阪帝國大學官制中改正ノ件（十一月一日公教授一人助手一人を増員したものである。）

教援一人、助手一人を増員したものである。

醫學部及工學部新設の爲薬理學一講座を増設し
一講座を新設し、之に伴つて教授二人、助教授二

航空學
機器部及工學部整備の爲業理學一講座を増設し
一講座を新設し、之に伴つて教授二人、助教授二人、助

現行保険業法は明治三十三年の制定に係るもの

現行保険業法は明治三十三年の制定に係るものである

離くない機にかゝつて、商工大臣の職務上、業法改正調査委員會を設置し、商工大臣の諸間に於

地くない様にがつて、商工大臣の監督にあたる併設
業法改正調査委員會を設置し、商工大臣の諸間に應じ保険

(關係各廳高等官及有識經驗ある者)を以て組織し

(關係各廳高等官及學識經驗ある者)を以て組織し、必要

ある場合に於ては臨時委員を置くことを得ることとしたものである。

○衛生試験所官制中改正ノ件 (勅令第六百三十六号)

本邦に於ける衛生試験所の増加と外國産阿片等の輸入に伴つて、其のモルヒネ含有率の試験に從事せしめると、供試物の色料の試験事務に從事せしめる爲、大阪衛生試験所に技師一人、技手一人、書記一人を増員したものである。

○大正八年勅令第六百六十五號陸軍部内ノ技師

ノ平時定員ニ關スル件中改正ノ件 (勅令第六百三十五號)

航空其の他陸軍関係業務の増加に伴つて、陸軍部内の技師の平時定員の限度を三十九人増加し、専勤任官と爲し得る定員一人を増員したものである。

○官立文理科大學官制中改正ノ件 (勅令第六百三十六號)

東京及廣島文理科大學に日本國體論の教授科目を設け之に伴つて兩大學に夫々教授一人、助教授一人、助手一人を増員し、且煙房電氣施設等の管理を爲さしめる爲、兩大學に接手一人を新設したものである。

○遞信醫及遞信藥劑師ニ關スル件 (勅令第六百三十七號)

遞信省、遞信局及通信官署に遞信醫及遞信藥劑師を置くこととしたもので、遞信醫は勤任官、奏任官又は判任官の待遇、遞信藥劑師は奏任官又は判任官の待遇とし、其の他之等職員の進退、官等等級及俸給等に關する規定が設けられてゐる。

○朝鮮總督府部内臨時職員設置制中改正ノ件

(十一月四日公布) (勅令第六百三十八號)

臨時資金調整に關する事務に付、屬一人、貿易の調整等に關する事務に付、屬二人及技手一人を總督府に増員し、又臨時船組管理に關する事務に付遞信書記及遞信技手各一人を遞信官署に増員したものである。

○臺灣總督府官制中改正ノ件 (勅令第六百三十九號)

(十一月四日公布) (勅令第六百四十號)

○防空法臺灣施行令 (勅令第六百四十二號)

(十一月四日公布) (勅令第六百四十四號)

防空法を臺灣に施行し且同法第二十二条の規定に基いて之が施行に關する特例を設け、又之に伴つて臺灣防空委員會に關於する規定を定め、其の種類は臺灣中央防空委員會、州廳防空委員會及市街庄防空委員會の三とし、臺灣中央防空委員會は總督府、州廳防空委員會は州廳毎に、市街庄防空委員會は防空法第二條の規定に依り知事又は廳長の指定する市昇井又は街庄長の統轄する市街庄毎に之を置き州廳又は市街庄の名を冠することとし、又防空法施行に伴つて總督府に事務官一人、屬三人及手二二人、州及廳に管轄二十二人、郡及市に屬二十一人を増員したものである。尙この外情報宣傳の連絡調整の爲總督府に事務官一人及属二人を増員した。

露光量違ひにより重複撮影

當選者選發表

るけかび呼に衆民那支
案圖一タヌボ畫漫

今次の支那事變を機とし支那民衆によびかける
「漫畫ボスター」圖案集は去る十一月十日締切、
應募作品總數九百五十四點を十一月十八日審査の
結果左記諸氏の作品を當選と決定いたしました。

當選者

一 等賞金參百圓・副賞ラヂオセット(豊原)

福岡市下對馬小路二三
一 豊原金百圓兌・副賞ボーネアル薺器(豊原)

古賀實氏
大阪市 小畑六平氏

二 豊原金五十圓兌・副賞當時計(豊原)

稻垣志行氏
西宮市 石村正太郎氏

三 豊原金五十圓兌・副賞當時計(豊原)

松江市 川瀬龍文郎氏
東京市 小原英司氏

佳作(内閣情報部賞状)
原田欣昇横達立花文徵東京十津質敷大阪長谷川
寅(三名古屋南蜂青森)小原英司(東京)峰三四郎(東
京)佐藤英一郎(兵庫)白木克(東京)金子晃夫(東京)
小山新三郎(大阪)前田和男(東京)島秀雄(京都)田室
幾期廣島(道里一東京)
尚入賞並に選出優秀作百卅余點を十一月廿四日より四
間東京上野・松坂屋六階に陳列一般の展覽に供します。

主催
後援
内閣情報部

國際經濟報

十一月十日號

「國際」の世界的通商網による經濟雑誌
最新鮮なる内外政治經濟資料統計

世界農業の變調

農產物價崩落の底流

穀空前の豐作に激落

小麦需給基調漸次惡化

砂糖國際統制依然奏効

ゴム統制の矛盾際路

コーヒー市價雜持策放棄

上海陷落後の支那經濟

現地座談會

事變を絶る英文の宣傳

鐵哈爾濱道の山々を見る(下)

「同盟」叢書の
内外ニュース

專門雜誌

定一
價
士一年分
半
定
廿五
錢

定
一部
一年分
半
價
三十
錢

露光量違いにより重複撮影

アシア・オセアニアの地理と歴史
Asia and Oceania Geography and History

46

○衛生試験所官制中改正ノ件

(上) 第四百四十一号

本件に於けるは、外國の要係から内地巡回片の増添及

外國に於けるは、外國の要係から内地巡回片の増添及

表發者選當

るけかび呼に衆民那支
案圖一タスボ畫漫

今次の支那事變を機とし支那民衆によびかける
「漫問ボスター」圖案募集は去る十一月十日締切、
應募作品總數九百五十四點を十一月十八日審査の
結果左記諸氏の作品を當選と決定いたしました。

當選者

一等賞金參百圓 副賞ラヂオセット壹臺
二等賞金百圓 安副賞ボーラブル音響器
三等賞金五十圓 完成賞ボーラブル音響器
佳作(内閣情報部賞) 原田欣兒 横濱立花文郎 東京十津賀敏 大阪長谷川
寅(名古屋南聲青森小原英司東京峰三郎東京佐藤英一郎兵庫白木克東京金子晃夫東京
小山新三郎大阪前田和男東京鳥居秀雄京都田室
幾朗(廣島)道里二(東京)
尚人賞並に選外優秀作百冊余點を十一月廿四日より四日
間東京上野・松坂屋六階に陳列一般の展覽に供します。

主催 同盟通信社

後援 内閣情報部

國際經濟報

號十月一十

農產物價崩落の底流

棉花空前の豊作に激落

米穀需給基調漸次惡化

穀物國際統制依然委調効果微弱

ゴム統制の矛盾曝露

コヒー市價維持策放棄

上海陥落後の支那經濟

事變を絶る英支の宣傳

鐵礦の東邊道の山々を見ゆる(下)

現地座談會

世界農業の變調

農產物價崩落の底流

棉花空前の豊作に激落

米穀需給基調漸次惡化

穀物國際統制依然委調効果微弱

ゴム統制の矛盾曝露

コヒー市價維持策放棄

上海陥落後の支那經濟

事變を絶る英支の宣傳

鐵礦の東邊道の山々を見ゆる(下)

現地座談會

世界農業の變調

農產物價崩落の底流

棉花空前の豊作に激落

米穀需給基調漸次惡化

穀物國際統制依然委調効果微弱

ゴム統制の矛盾曝露

コヒー市價維持策放棄

上海陥落後の支那經濟

事變を絶る英支の宣傳

鐵礦の東邊道の山々を見ゆる(下)

現地座談會

世界農業の變調

農產物價崩落の底流

棉花空前の豊作に激落

米穀需給基調漸次惡化

穀物國際統制依然委調効果微弱

ゴム統制の矛盾曝露

コヒー市價維持策放棄

上海陥落後の支那經濟

事變を絶る英支の宣傳

鐵礦の東邊道の山々を見ゆる(下)

現地座談會

世界農業の變調

農產物價崩落の底流

棉花空前の豊作に激落

米穀需給基調漸次惡化

穀物國際統制依然委調効果微弱

ゴム統制の矛盾曝露

コヒー市價維持策放棄

上海陥落後の支那經濟

事變を絶る英支の宣傳

鐵礦の東邊道の山々を見ゆる(下)

現地座談會

世界農業の變調

農產物價崩落の底流

棉花空前の豊作に激落

米穀需給基調漸次惡化

穀物國際統制依然委調効果微弱

ゴム統制の矛盾曝露

コヒー市價維持策放棄

上海陥落後の支那經濟

事變を絶る英支の宣傳

鐵礦の東邊道の山々を見ゆる(下)

現地座談會

世界農業の變調

農產物價崩落の底流

棉花空前の豊作に激落

米穀需給基調漸次惡化

穀物國際統制依然委調効果微弱

ゴム統制の矛盾曝露

コヒー市價維持策放棄

上海陥落後の支那經濟

事變を絶る英支の宣傳

鐵礦の東邊道の山々を見ゆる(下)

現地座談會

世界農業の變調

農產物價崩落の底流

棉花空前の豊作に激落

米穀需給基調漸次惡化

穀物國際統制依然委調効果微弱

ゴム統制の矛盾曝露

コヒー市價維持策放棄

上海陥落後の支那經濟

事變を絶る英支の宣傳

鐵礦の東邊道の山々を見ゆる(下)

現地座談會

世界農業の變調

農產物價崩落の底流

棉花空前の豊作に激落

米穀需給基調漸次惡化

穀物國際統制依然委調効果微弱

ゴム統制の矛盾曝露

コヒー市價維持策放棄

上海陥落後の支那經濟

事變を絶る英支の宣傳

鐵礦の東邊道の山々を見ゆる(下)

現地座談會

世界農業の變調

農產物價崩落の底流

棉花空前の豊作に激落

米穀需給基調漸次惡化

穀物國際統制依然委調効果微弱

ゴム統制の矛盾曝露

コヒー市價維持策放棄

上海陥落後の支那經濟

事變を絶る英支の宣傳

鐵礦の東邊道の山々を見ゆる(下)

現地座談會

世界農業の變調

農產物價崩落の底流

棉花空前の豊作に激落

輯編部報情閣内

報週

號九十五第

日一月二十年二十和昭

○滿洲國に於ける治外法權の撤廢
及滿鐵附屬地行政權の移讓

○時局と農村の使命

○戰爭と鐵道

○大本營設置せらる

○黃浦江の水路開く

(外務省情報部)

(農林省)

(鐵道省)

(陸軍省新聞班)

(海軍省海軍軍事普及部)

週報

昭和二十年十一月二十四日印刷發行

第五十八號

(本書の大きさは國定規格A5判)

五錢

愛國行進曲作曲懸賞募集

作曲募集規定の詳細は

週報第五十六號又は第五十七號にあり

内閣情報部

愈々本月三十日締切

奮つて全國民の
應募せられんことを望む

週報

昭和二十年十二月二十四日印刷發行

編輯者 内閣情報部

東京市麹町區永田町

内閣總理大臣官舍内

印 刷 局

所 达 申	價 定
内閣印刷局發行課	一部 一ヶ年(前金) 二圓四十錢 二ヶ年分未満配送御希望の方は 申込み下さい。(外國郵便に依る場合は三圓四十錢) 要不料送
全国各地官報販賣所	一部 一ヶ年(前金) 二圓四十錢 二ヶ年分未満配送御希望の方は 申込み下さい。(外國郵便に依る場合は三圓四十錢) 要不料送
東都書籍株式會社 東京市神田萬葉保町二之三 振替東京九三九〇番	一部 一ヶ年(前金) 二圓四十錢 二ヶ年分未満配送御希望の方は 申込み下さい。(外國郵便に依る場合は三圓四十錢) 要不料送